

土器川の刈草を無料で提供いたします。

○刈草の有効活用

香川河川国道事務所では、土器川流域の安全を守るために、堤防の異常を早期に発見し補修することを目的に、堤防除草工事を行っています。その際、大量の草(刈草)が発生します。これらの刈草の大部分は、一般廃棄物として処分していましたが、今後は、土器川周辺の農家や畜産農家の方々に堆肥や飼料、資材として有効活用していただくことで、リサイクルの促進、コスト削減にむなげるため、刈草の無料提供を実施します。



提供時期 平成28年6月～ 受付開始 順次配布

～堆肥・飼料・敷わらにいかがですか！～

- 提供対象 一般農家、畜産農家 等
- 実施箇所 土器川沿川全域
- 提供形態 ロール状 予定サイズ(φ50cm、L=80cm、重さ約25kg)
- 提供条件 1. 現地にて引取。 2. 全量を適正に利用できること。
- 提供数量 全体で約3,000個 (予定数量※状況に応じ数量は増減します。)
- 申し込み 土器川出張所にて申込書を記入して下さい。

○問い合わせ先

香川河川国道事務所 土器川出張所
TEL 0877-22-8318



集草



ロール



積み込み

土器川の刈草を無料で提供いたします。



○無償提供を行うにあたり、ご利用していただく皆様のご協力をお願いいたします。

1. 引き取った刈草は、申告した利用目的以外の用途には利用しないで下さい。また、譲渡、転売、換金、返品、投棄等を行わないで下さい。
2. 関係諸法令「道路交通法(収集運搬時における過積載等)」、「廃棄物の処理および清掃に関する法律(不法投棄、不法焼却)」を遵守し、責任を持った適正な利用をお願いします。
3. 提供を受けた刈草ロールに対して責任を持って利用して下さい。国土交通省は、引き渡し以降一切の責任を負えません。

○刈草の提供の注意点

品質に関する留意点	刈草には、取り切れない小さなゴミが混入する場合があります。 雑草の種子が含まれている場合があります。 いばら等の草が含まれる場合があります。
申込書の記入	刈草は、現時点では一般廃棄物に属します。したがって、刈草の使用目的や、引き取り者の氏名、住所等を記載いただきます。

○適正に利用して頂けない場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金などの処罰が科される場合があります。

○問い合わせ先

香川河川国道事務所 土器川出張所
〒763-0082 丸亀市土器町東7丁目150
電話 0877-22-8318
※平日8:30~17:00にご連絡をお願いします。

